

保存期間長期

通達乙運セ第24号

平成29年4月6日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

指定自動車教習所指導監督実施要領の制定について

指定自動車教習所に対する指導監督の適正を図るため、このたび、別添のとおり「指定自動車教習所指導監督実施要領」を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

指定自動車教習所指導監督実施要領

1 指導監督者

指定自動車教習所（以下「教習所」という。）に対しては、適切な指導監督を行う必要があるが、教習所の運営に関する法令等は複雑多岐にわたり、専門的知識を必要とするため、教習所を管轄する警察署においては、巡査部長以上の階級にある交通幹部1名以上を「指導監督担当者」として指定し、効果的な指導監督を推進すること。

2 指導監督の実施事項及び事案処理基準

警察署における指導監督の実施事項及び事案処理基準は、別表の指定自動車教習所の指導監督事項及び事案処理基準表により行うこととするが、同表以外の事項で教習所の運営基準に関する法令等に違反する事案がある場合は、交通部運転免許センター長（以下「運転免許センター長」という。）を經由して警察本部長（以下「本部長」という。）に即報すること。

3 実施方法

警察署長（以下「署長」という。）は、指導監督担当者を計画的に教習所に派遣し、教習所の管理者に指導監督の趣旨を説明して、教習状況、仮運転免許試験等の指導監督事項について観察する一方、路上教習コースにおいても定点又は移動により監視を強化し、指導監督を実施すること。

4 実施上の留意事項

(1) 基本的態度

指導監督に当たっては、対象が教育機関であることを念頭において、その言動には十分注意すること。

(2) 法令の研究

教習所の指定に関する基準については、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第35条、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）第6章等に定められているが、その内容は、人的基準、物的基準及び運営的基準に分かれ規定されていることから、指導監督を行うに当たっては、これら関係法令を十分に研究し、仮にも誤った指導監督を行うことのない

いようにすること。

(3) 厳格な指導監督

県内の教習所は、いずれもこれまでの厳格な指導監督によって管理体制も整備され、適正な教習及び検定が行われているが、不適正教習、不適正検定等に対する監視を十分強化し、厳格な指導監督を行うように更に努めること。

(4) 教習所の実態把握

指導監督担当者は、教習所管理者と良好な関係を保ちながら、教習時間、路上教習コース、仮運転免許試験実施状況等の運営実態を把握し、実態に応じた指導監督の計画を策定し、実質的な監督活動を行うようにすること。

5 報告

(1) 指導監督担当者の指定報告

署長は、指導監督担当者を指定したときは、速やかにその者の階級及び氏名を指導監督担当者調査票（別記様式第1号）により、運転免許センター長を経由して本部長に報告すること。

なお、指導監督担当者を変更したときも同様とする。

(2) 月報

署長は、教習所に対する指導監督実施状況について、指定自動車教習所に対する指導監督実施状況（別記様式第2号）及び指定自動車教習所の指導監督実施結果表（別記様式第3号）により、翌月5日までに運転免許センター長を経由して本部長に報告すること。

(3) 事案報告

署長は、不適正教習等の事案が発生したときは、別表の指定自動車教習所の指導監督事項及び事案処理基準表に基づき、その概要を速やかに運転免許センター長を経由して本部長に報告すること。

6 簿冊の備付け

指導監督実施状況を明らかにしておくため、指導監督実施記録簿（別記様式第4号）を備え付け、指導監督を実施した都度、その状況を記録しておくこと。また、教習所に関する資料、通達等は直ちに活用できるよう運転免許関係書類より分冊して整理保存すること。

指定自動車教習所の指導監督事項及び事案処理基準表

指導監督事項	内 容	事 案 処 理 基 準	備 考
1 適正な教習の実施	<p>ア 教習は、教習車種別にそれぞれ指導員資格が必要であり、教習車種に対応する指導員資格を有していない指導員が教習を実施することはできない。</p> <p>イ 法令に基づく教習カリキュラム及び各指定自動車教習所が定めた教習計画に沿わない教習は、不適正教習となる。</p>	<p>該当車両の教習指導員資格を有していない指導員が指導を実施している場合や、教習カリキュラムに沿わない教習を実施しているのを現認又は認知したときは、交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）にその概要等を報告すること。</p>	<p>（関連条文） 法第99条第1項第5号及び第99条の3第2項 政令第35条第3項第1号 規則第33条</p>
2 教習時間の確保	<p>教習時間は、技能、学科教習とも1時間50分と定められており、開始及び終了時は、チャイム、ベル、放送等により知らせているが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教習開始のチャイムが鳴っても教習を開始しない。 ○ 教習中、車両を停止させて指導員が教習以外のことをしている。 ○ 教習中の車両の中で指導員が新聞雑誌等を読んでいて指導に専従していない。 <p>等の事案は、不適正教習となる。</p>	<p>教習時間を欠略している事案を現認し、又は認知した場合は、時間の長短にかかわらず、全て担当指導員及び教習所管理者に嚴重注意するとともに、運転免許センターに概要を報告すること。</p>	<p>（関連条文） 法第99条第1項第5号 政令第35条第3項第1号 規則第33条第1項</p>
3 同乗教習の厳守	<p>技能教習（二輪車及び無線教習を除く。）は、原則として指導員が同乗して指導を行い、教習生単独で教習を進めることは、不適正教習となる。</p>	<p>単独教習を現認した際は、その場で同乗教習に改めるよう担当指導員に注意するとともに、管理者に改善措置を命じ、運転免許センターにその概要を報告すること。</p>	<p>（関連条文） 法第99条第1項第5号 政令第35条第3項第1号 規則第33条第5項第1号ニ</p>
4 路上教習中の遵守事項（場内教習を含む。）	<p>ア シートベルトの着装 指導員、教習生のいずれも、シートベルトを着装しなければならない。また、後部座席の同乗者に対してもシートベルトを着装させなければならない。 ※ 教習は原則としてマンツーマンであるが、教習指導員が教習生の運転する普通自動車に他の教習生1名若しくは2名を同乗させ、又は教習指導員の運転する普通自動車に教習生2名若しくは3名を同乗させて指導することができる。</p> <p>イ 教習計画に定められている教習コースの走行 路上教習コースは、各教習所で設定し、公安委員会の承認を受けて教習を行っており、定められた地域以外での教習は不適正教習となる。</p> <p>ウ 交通法令の遵守 走行中は、交通法令を遵守して安全に教習を進めなければならない。</p>	<p>シートベルトを装着しないで路上教習しているのを認めた場合は、車両を停止させて交通違反として検挙すること。また、その状況を教習所管理者に連絡して、改善を命ずるとともに、運転免許センターに報告すること。</p> <p>場内教習中でも、シートベルトの装着は厳格に指導しているので、検挙及び告知はできないが、嚴重注意の上、運転免許課に報告すること。</p> <p>教習計画以外の地域を走行している教習中の教習車を認めた場合は、直ちに停車させて正規の地域に復帰させ、その状況を教習所管理者に連絡して、改善を命ずるとともに、運転免許センターに報告すること。</p> <p>法令違反を現認した場合は、指導員に幫助又は教唆がないかどうか事情を聴取して、状況により交通切符等により検挙・告知し、上記と同じく処理すること。 上記事実を後日認知した場合も、同様に処理すること。</p>	<p>（関連条文） 法第71条の3及び第99条第1項第5号 政令第35条第3項第1号 規則第33条第5項第1号 ※ 規則第33条第5項第1号ニ</p>
5 二輪車教習中の遵守事項	<p>ヘルメットの着装 大型・普通自動二輪車及び原付教習（講習）中は、指導員、教習（講習）生ともヘルメットを着装しなければならない。</p>	<p>場内教習（講習）中、乗車用ヘルメットをかぶらない者を認めた場合は、担当指導員及び教習所管理者に連絡し、嚴重注意して是正させるとともに、運転免許センターに報告すること。ただし、検挙、告知はできないので留意すること。</p>	<p>（関連条文） 法第71条の4第1項及び第2項</p>

6 その他の不適正教習・不適正検定	<p>教習を修了していない者に対しては、検定を実施することができないことから、管理者は、検定を実施する前に受験資格を確認しなければならない。</p> <p>指導員、検定員等が金品を受受して、指導や検定に手心を加えている等、不適正教習・不適正検定の風評がある場合。</p>	<p>運転免許センターにその概要等を報告する。</p>	<p>(関連条文) 法第99条の2第3項及び第99条の5第2項</p>
7 適正な仮運転免許試験	<p>指定自動車教習所における仮運転免許試験は、本来公安委員会が実施するものを、指定自動車教習所にその事務を委託(合否の判定を除く。)して実施しているもので、定められた場所(各教習所とも学科教室)で管理者又は副管理者が実施責任者となり、教習指導員1名以上を立ち合わせて実施しなければならない。</p>	<p>ア 立会人を置かずに試験を開始しようとするのを認められた際は、立会人を置いてから開始させる。</p> <p>イ 立会人を置かずに試験を実施しているときは、管理者に必要な処置を命ずること。</p> <p>ウ その他試験の適性を欠くと思われる事案については、運転免許センターに報告し、指示を受けて措置すること。</p>	<p>(関連条文) 法第108条第1項規則第31条の4の2</p>
8 運転免許取得時講習	<p>ア 大型・中型・普通車講習は4時間、準中型車講習は8時間(現に普通免許を受けている者に対する当該講習は、4時間)、大型(普通)二輪車講習、原付講習及び応急救護処置講習(一種)においてはそれぞれ3時間、旅客車講習及び応急救護処置講習(二種)においてはそれぞれ6時間、公安委員会の定める講習カリキュラムに従って講習を実施しなければならない。</p> <p>イ 各講習とも講習種別毎に各指定自動車教習所に委託契約書により委託して実施している。</p> <p>ウ 講習終了者に対しては、公安委員会の「講習終了証明書」が交付される。</p>	<p>講習カリキュラムに沿わない内容の講習、講習時間の欠略又は講習指導員の資格を有していない者が講習を実施していた場合は、管理者に連絡し、是正させるとともに、運転免許センターに報告すること。</p>	<p>(関連条文) 法第108条の2第1項第4号から第8号まで規則第38条第4項から第8項まで</p>
9 適正な原付免許試験	<p>ア 試験は、受験者の利便を図るため、指定自動車教習所等の施設において実施している。</p> <p>イ 試験実施の責任は、公安委員会(警察)にあるので、試験実施日に交通課(係)幹部を派遣し、試験業務の処理に当たること。</p>	<p>ア 受験資格要件の確認 申請書類の記載内容、受験資格要件等を確実に点検すること。</p> <p>イ 試験答案の確実な点検 試験答案の採点は、過誤のないように慎重を期し、最終的な確認を警察職員が必ず行うこと。</p> <p>ウ 合格の発表 合否の判定については警察職員が行い、その判定に基づいて合格発表を行わせること。</p> <p>エ 試験問題の取扱い 試験問題の出納を確実に行うとともに、その運搬については紛失、盗難等のないよう所定のケースに収納の上、施錠して携行すること。</p>	<p>法第96条第1項、第96条の3並びに第97条第1項第1号及び第3号規則第23条第1項及び第25条</p>

茨城県警察本部長 殿

警察署長

指導監督担当者調査表

警察署名		警察署
指導監督担当者	階級	
	氏名	
	電話番号	
	係別	
備考		

茨城県警察本部長 殿

警 察 署 長

指定自動車教習所に対する指導監督実施状況 (月分)

区 分	教 習 所 名	施設訪問指導回数	路上教習指導回数	場内教習指導回数	仮免試験立会回数	備 考
指 導 監 督 実 施 状 況						
	区 分	件 数	備 考	区 分	件 数	備 考
指 導 件 数	学科教習時間の欠略			路上教習遵守事項		
	技能(路上)教習時間の欠略			仮免試験実施状況		
	技能(場内)教習時間の欠略			自動二輪車教習		
	同 乗 教 習			原付免許試験実施状況		
	その他 ()					
指 導 し た 事 項 の 概 要						

- 注 1 路上教習指導欄は、路上教習コースにおいて定点又は移動により監視を実施した回数を記載すること。
 2 指導件数欄は、処理基準表により注意した件数を記載すること。
 3 「指導した事項の概要」欄は、教習所管理者等に指導した事項を簡記すること。

指定自動車教習所の指導監督実施結果表

実施日 年 月 日

実施者

教習所名

指導監督 事項	項目	着 眼 点	適	否
仮免試験 の状況	仮免許試験問題 の保管	1 鍵の掛かる金庫等に保管してあるか。		
		2 鍵の保管者が保管しているか。		
	仮免許試験問題 の取扱い	3 問題を出し入れする時は管理者が行っているか。		
		4 使用した問題用紙の確認は管理者が行っているか。		
	学科試験立会い	5 管理者等指定された者が複数で立ち会っているか。		
	答案用紙の採点 と確認	6 管理者等指定された者が複数で行っているか。		
		7 採点された解答用紙の再点検を確実にしているか。		
教習所時間 の確保	学科・技能教習 の開始と終了	1 教習開始・終了の合図が行われているか。		
		2 教習開始・終了の時間が守られているか。		
技能検定	受験資格の確認	1 教習を終了した者に対して検定を行っているか。		
		2 年齢不足に対する確認をしているか。		
その他	指導員等のうっかり失効の防止	1 免許証の更新前の確認をしているか。		
		2 免許証の更新後の確認をしているか。		
特記事項等				
指導事項等				
前回改善を 指摘した事 項の改善状 況				

